



令和5年第8回総会

会 議 録

期 日 令和5年7月28日  
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

# 令和5年第8回枕崎市農業委員会総会

## 会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和5年7月28日（金）

### 2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	37	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	38	農地法第3条許可申請について
4	39	農地法第4条許可申請について
5	40	農地法第5条許可申請について
6	41	農用地利用集積計画の調整について

### 3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
7月28日	午後2時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第6号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	今給黎龍浪	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	畑野真人	農業委員
	6番	園田和寛	農業委員
	7番	原田克子	農業委員
	8番	眞茅文男	農業委員
	9番	白澤千恵子	農業委員
会長代理	10番	俵積田広昭	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	白澤敦行	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江靖博  
農地係長 前原光博  
農地係参事補 新屋敷嘉一

午後 2 時 00 分 開会

議長 令和5年第8回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 14 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。4 番篠原委員、5 番畑野委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号議案第37号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。1ページをごらんください。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号36号は合意解約、利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん、利用権設定をする者〇〇〇〇さんです。

解約面積は畑、1筆、559㎡。合計、1筆、559㎡です。

以上農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。

これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番36号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は4件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号21号の申請地は、

茅野町〇〇番，畑，566 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，介護士，61歳，始良市にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，64歳，茅野町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の規模拡大ということでもあります。

申請地については4ページに掲載してあります。

申請地は茅野公民館より東側〇〇mに位置します。

整理番号22号の申請地は，

妙見町〇〇番〇，畑，143 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，会社員，61歳，南さつま市にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，86歳，妙見町にお住まいです。

譲渡事由は，贈与，譲受人の受贈ということでもあります。

申請地については6ページに掲載してあります。

申請地は籠原公民館より南東側〇〇mに位置します。

整理番号23号の申請地は，

別府西町〇〇番，畑，337 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，農業，75歳，大阪府にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，兼業農業，73歳，別府西町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の規模拡大ということでもあります。

申請地については8ページに掲載してあります。

申請地は別府保育園より北西側〇〇mに位置します。

整理番号24号の申請地は，

道野町〇〇番，畑，559 m<sup>2</sup>

道野町〇〇番，畑，536 m<sup>2</sup>

道野町〇〇番〇，畑，102 m<sup>2</sup>

合計1,197 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，会社員，52歳，愛知県にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，兼業農業，38歳，道野町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の規模拡大ということでもあります。

申請地については10ページに掲載してあります。

申請地〇〇番は道野公民館より北東側〇〇mに位置します。

〇〇番は道野公民館より北東側〇〇mに位置します。

〇〇番〇は道野公民館より北東側〇〇mに位置します。

整理番号21～24号においては，いずれも，調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号には該当せず，また，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題ないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上，説明を終わります。

議長

次に，調査員から，現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号21号について，篠原委員をお願いします。

4番（篠原委員）整理番号21号について報告いたします。

7月4日に譲受人、〇〇〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

現地は、10年位前から茶畑として利用されています。

譲受人は茅野町に居住し、茶工場を経営、譲渡人は始良市加治木町の〇〇〇〇さんで、1畝当たり5万円で譲り受けるようになったそうです。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地は、茶畑に囲まれた土地です。東側は茶畑、西側は茶畑、南側は農道と茶畑、北側は茶畑となっています。

現在、保全管理された土地であり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。

議長 次に、整理番号22号について、今給黎委員をお願いします。

2番（今給黎委員）整理番号22号について報告いたします。

7月13日に譲受人、〇〇〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

現地は、40年位前から譲渡人が家庭菜園で野菜を作付けしています。

親戚にあたる譲渡人、〇〇〇〇さんから無償で譲渡されるものです。申請人は農家で稲作20aと家庭用の野菜を栽培しています。譲渡された後は家からも近いので今まで通り野菜を栽培する予定です。

譲受人は、笹原集落に居住し稲作と、家庭用の野菜を栽培しています。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地の妙見町〇〇番〇は、東側が畑で野菜、西側は市道、南側は畑で梅などの果樹園で、北側は宅地となっています。

取得後は、継続して家庭菜園として野菜の栽培を行うことから、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。

議長 次に、整理番号23号について、俵積田広昭委員をお願いします。

10番（俵積田広昭委員）整理番号23号について報告いたします。

7月6日に譲受人、立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は俵積田集落に居住する兼業農業です。

母は栽培に従事して、妻と二人で農業に営んでおります。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地は、小集団の農地で、北側は集落道、西側は市道、東側は畑、南側はツゲの木畑です。申請地は菜園畑になっております。

権利取得後も、これまで同様の営農を行う計画で、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

以上報告を終わります。

議長 次に、整理番号24号について、有村委員お願いします。

13番（有村委員）整理番号24号について報告いたします。

7月14日に譲受人の父、〇〇〇〇さん立ち会いのもと現地確認を行いました。  
譲受人は道野町に居住する団体職員で、土日を利用して親の手伝いをしています。  
親は水田、米作りを手広くやっています。

位置関係は事務局のとおりです。

道野町〇〇番は基盤整備され、二分割された畑、現在は花木が植ええられ、利用権設定がされています。東側は市道、西側は竹山、南側は墓地への取り付け道路、北側は畑です。

道野町〇〇番の東側は墓地への取り付け道路と畑、西側は急傾斜で原野です、南側は雑木林、北側は竹山です。

道野町〇〇番〇の東側は道路、西側は耕作放棄地、南側は市道、北側は宅地、となっております。

権利取得後も、〇〇番の畑、花木（神シバ）は今まで通り、耕作してもらいます。

〇〇番、〇〇番〇は菜園畑として管理されるとのことでした。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。  
以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

8番（眞茅委員）整理番号21号ですけれども、最初4年位前から茶畑として使用されていたと報告がありました。それで最後はまた今度保全管理された畑だとありましたが、どっちが正しいんですか。

4番（篠原委員）茶畑として利用しています。

8番（眞茅委員）茶畑として最初利用していますと言ったのをば、次に保全管理された畑ですと報告がありましたが、矛盾してるのでどっちかにしないとよくないと。

事務局 現地は現在でも茶畑ということです。

議案書の3ページ、第2項第6号に眞茅委員から指摘があったとおり保全管理された畑であるという記載があります。この保全管理されたという記載を削除するかたちで訂正をお願いいたします。

議長 よろしいですか。

8番（眞茅委員）はい。

議長 他にありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、これをもって、質疑・意見を終結いたします。  
お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号21号から24号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第4条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第4条の許可申請は1件です。

整理番号1号の申請地は岩崎町〇〇番〇，畑，119㎡です。

申請人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「申請地近くの畑へ行く為の駐車場として利用する。」とのことです。

申請地は、13ページに掲載してあります。

潟山公民館から東側〇〇mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種中高層住居専用地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は駐車場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は119㎡で問題ないものと思われます。

なお、本件申請地は農地法の許可を得ず、令和5年6月中旬に工事着工し、現在工事途中ですが、当農業委員会の指導により、追認許可を得ようとするものです。「農地法のことを知らずに、手続きをせず、工事着工したことを深く反省し、今後は、こうした事のないよう努める」との始末書が添付されております。

以上で説明を終わります。

議長

次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号1号について、原田委員をお願いします。

7番(原田委員)整理番号1号について報告をします。

7月18日、申請人である〇〇〇〇さん立ち合いのもと、水野農業委員、有村推進委員、事務局の新屋敷さんと現地調査をしました。

申請地は事務局の説明の通りです。

転用目的は、駐車場です。

申請地は、南側は原野、西・北側は市道、東側は宅地です。

東側宅地との境界には、ブロック積みをします。

雨水は、北側側溝に流れるように、盛り土して放流します。

周辺に農地もなく、被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。



8番（眞茅委員）近くの畑ってどこらへんですか。

5番（畑野委員）地図の〇〇番の北側にあります。

8番（眞茅委員）わかりました。できればその農地も地図に書き込んでてもらえればと思いますので、お願いします。

議長 ほかにありますか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、これをもって、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第4条許可申請の整理番号1号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は1件で、所有権の移転に関する申請が1件です。

整理番号12号の申請地は妙見町〇〇番〇、畑、418㎡です。

譲受人は〇〇〇〇です。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、借家住まいであるが、申請地を購入して一般住宅を建築したい。」とのことです。

申請地は、16ページに掲載してあります。

竈原公民館より南側約〇〇mに位置します。

農地の区分は集団性が8.6haの農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は418㎡で問題のないものと思われます。

建物の高さは5.7mの平屋建て、境界より1.5m控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさない計画です。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずに、致し方のない申請ではないかと思われます。

以上で説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号12号について、水野委員をお願いします。

3番（水野委員）整理番号12号について報告をします。

7月18日原田農業委員，有村推進委員，事務局の新屋敷さんと〇〇行政書士と現地調査をしました。

申請地は事務局の説明の通りです。

転用目的は一般住宅です。

申請地の北は甘諸畑，南は市道，西は保全管理された畑，東は宅地です。

境界にはブロック積みを施します。

雨水については，南側側溝へ放流し，生活排水については合併浄化槽にて処理します。

南側を切土にし，入り口はスロープにします。

その他被害防除計画，資金調達計画も適正であり，日照通風等支障もなくやむを得ない申請では無いかと思われます。

以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので，質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第5条許可申請の整理番号12号については，申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって，議案第40号は，申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に，日程第6号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第6号議案第41号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

1の利用権設定ですが，17から18ページをご覧ください。

大字，字，地番，地目，面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号97号から109号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇〇〇外12名，利用権設定をする者〇〇〇〇〇〇さん外17名で設定面積は，田が3筆で670㎡，畑が16筆で17,515㎡，樹園地が23筆で29,863㎡，合計42筆で48,048㎡です。

以上の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので，質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農用地利用集積計画の調整のうち，利用権設定の整理番号97-1号から109号までについては，原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。なお、議案第41号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午後 2 時 3 0 分 開会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 篠原 正

会議録署名委員 畑野 真人